

○財務省告示第百九十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として平成三十年七月豪雨を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

平成三十年七月十三日

財務大臣 麻生 太郎

指 定 地 域

都道府県

岐阜県

岐阜市	高山市	岐阜市
高山市	関市	中津川市
美濃市	恵那市	美濃市
可児市	飛騨市	可児市
美濃加茂市	本巣市	下呂市
山県市	郡上市	郡上市
飛騨市	飛騨市	飛騨市
本巣市	郡上市	郡上市
郡上市	郡上市	郡上市
岐阜市	岐阜市	岐阜市
岐阜県	岐阜県	岐阜県

加茂郡坂祝町
加茂郡富加町

兵庫県	京都府	
多可郡 多可町 宗市 栗市 朝来市 丹波市 養父市 篠山市 西脇市 豊岡市 姫路市	与謝郡 与謝野町 伊根町 京丹波町 船井郡 京丹后市 南丹市 京丹後市 宮津市 綾部市 舞鶴市 福知山市	加茂郡 加茂町 東白川村 白川村 大野郡 白川村 白川村 八百津町 七宗町 川辺町 川津町

岡山県	鳥取県	
赤磐市 瀬戸内市 新見市 高梁市 総社市 井原市 笠岡市 倉敷市 玉野市 岡山市	日野郡 日野郡 日野郡 西伯郡 東伯郡 八頭郡 八頭郡 八頭郡 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市	神崎郡 赤穂郡 神崎郡 神河町 川町 上郡町 下郡町 佐用町 佐用町 美方町 香美町 美町 美町

高知県

北宇和郡鬼北町

安芸市宿毛市土佐清水市
長岡郡香南市
幡多郡三原村本山村町